

## 諫早市空き家バンク実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市内における空き家の有効活用を通して、コミュニティの維持及び活性化を図るために実施する空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に存する建物（専用住宅、併用住宅、店舗、工場、事務所及び倉庫をいう。以下同じ。）で、現に居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地又は建物を建築することができる土地のうち、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結していないものをいう。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、市内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この規程は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書兼同意書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めるときは、登録番号を付して、

空き家バンク登録台帳に登録し、空き家バンク登録完了書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

3 市長は、所有者個人の特定及び物件所在地の特定がされない範囲において、空き家バンク登録台帳に登録された情報を公表することができる。

4 前項の規定にかかわらず、登録の申込みをした所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、空き家バンク登録台帳に登録しないものとする。

(1) 暴力団（諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団関係者（同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 法人その他の団体である場合において、その役員等（役員（非常勤の役員を含む。）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営又は運営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団関係者であるとき。

5 第2項の規定による登録の期間は、登録した日から起算して3年を経過する日までとする。

（登録事項の変更の届出）

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録事項変更届出書（様式第4号）に、登録事項の変更内容を記載した空き家バンク登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳への登録を取り消すとともに、空き家バンク登録取消通知書（様式第5号）により当該空き家登録者に通知するものとする。ただし、第1号から第4号に該当することにより登録を取り消した者については、改めて登録申込みを行うことにより、

再登録することができる。

- (1) 空き家登録者から空き家バンク登録取消届出書(様式第6号)の提出があったとき。
- (2) 登録された空き家について売買又は賃貸借等の契約が成立したとき。
- (3) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (4) 登録日から起算して3年を経過したとき。
- (5) 空き家登録者が第4条第4項各号のいずれかに該当する事実があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか空き家バンクに登録されていることが不相当と市長が認めたとき。

(利用登録及び情報提供)

第7条 空き家バンク登録台帳に登録された情報の提供を受けようとする利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書(様式第7号)及び空き家バンク利用登録カード(様式第8号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めたときは、空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了書(様式第9号)により当該申込者に通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、利用登録の申込みをした利用希望者が第4条第4項各号のいずれかに該当するときは、市長は、空き家バンク利用登録台帳に登録しないものとする。
- 4 第2項の規定による登録の期間は、登録した日から起算して3年を経過する日までとする。
- 5 市長は、必要に応じて、空き家バンク登録台帳に登録された有用な情報を第2項の規定による登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)に提供するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を取り消すとともに、空き家バンク利用登録取消通知書(様式第11号)により当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第4号に該当することにより登録を取り消した者については、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができる。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (3) 利用登録者から空き家バンク利用登録取消届出書(様式第12号)の提出があったとき。
- (4) 登録日から起算して3年を経過したとき。
- (5) 利用登録者が第4条第4項各号のいずれかに該当する事実があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第10条 空き家の利用に係る交渉を希望する利用登録者は、空き家利用申込書兼同意書(様式第13号)及び誓約書(様式第14号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、速やかに市が空き家バンクの運営について協定を締結する団体に対し、その旨を通知するものとする。

(空き家登録者と利用登録者との交渉等)

第11条 市長は、空き家登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しな

いものとする。

(補則)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 3 月 1 7 日から施行する。